

平成25年度第1回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日時 : 平成25年6月18日(火) 18時～20時

2 場所 : 千葉市総合保健医療センター5階 大会議室

3 出席者 :

(1) 委員

宮本みち子委員(会長)、大場隆委員(副会長)、在原つかさ委員、伊藤雅子委員、榎沢良彦委員、太田俊己委員、岡本正彦委員、小倉和也委員、久留島太郎委員、高野紳也委員、野中定枝委員、畠山一雄委員、原木真名委員、藤澤彩委員、森島弘道委員、山崎淳一委員、吉江規隆委員、吉田美子委員(五十音順)

(2) 事務局

【子ども未来局】	河野子ども未来局長、川上子ども未来部長
【子ども未来部子ども企画課】	齊藤課長、始関担当課長、大町課長補佐
【子ども未来部健全育成課】	渡邊課長
【子ども未来部保育支援課】	松尾課長
【子ども未来部保育運営課】	小林課長、仲田担当課長
【保健福祉局健康部健康支援課】	角田課長

4 議題 :

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 会議の公開等について
- (3) 「子ども・子育て支援新制度」について
- (4) 「千葉市子ども・子育て会議」について
 - ア 会議の概要について
 - イ 審議スケジュールについて
- (5) 千葉市における子ども・子育て支援の取組み状況について
- (6) その他

5 議事の概要 :

- (1) 設置条例に基づき、委員の互選により会長及び副会長を選任した。
- (2) 会議の公開等について事務局から説明があり、本会議として了承した。
- (3) 「子ども・子育て支援新制度」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。
- (4) 「千葉市子ども・子育て会議」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。
- (5) 千葉市における子ども・子育て支援の取組み状況について事務局より説明があり、

質疑応答、意見交換を行った。

- (6) 次回以降の開催日程、及び開催時間、開催曜日等について事務局より提案があり、意見交換を行った。

6 会議の経過：

○事務局 大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、平成 25 年度第 1 回千葉県子ども・子育て会議を開会いたします。

本日はこのような遅い時間にお集まりいただき、まことにありがとうございます。私は司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の大明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は蒸し暑い日でございますので、上着はご自由になさってください。

初めに、お手元の資料等を確認させていただきます。向かって左側に委嘱状、それから次第、座席表をご用意しております。右側には、上から順に資料 1 「千葉県子ども・子育て会議委員名簿」、資料 2 といたしまして「会議の公開及び議事録の作成等について」、資料 3 『子ども・子育て支援新制度』について、資料 4 『千葉県子ども・子育て会議』について、資料 5 「千葉市の取組み状況等について」、それから意見と質問提出票を配布しております。

なお、資料 1、資料 3、資料 4 は事前に配布させていただいたものですが、若干、内容を修正させていただきますので、今回また追加でお配りしております。それから資料 2 と資料 5 は、今回初めて追加で配布させていただいております。

それと事前に送付させていただきました参考資料が 4 点ございます。参考資料 1 としまして「子ども・子育て支援新制度の概要について」の A 3 判のもの、参考資料 2 としまして「千葉県次世代育成支援行動計画（後期計画）」、黄色いパンフレットのもの、参考資料 3 といたしまして「子ども・子育て関連 3 法について」という国の資料を印刷したもの、参考資料 4 といたしまして「千葉県子ども・子育て会議設置条例」を本日お持ちいただくことになっておりましたが、それも含めまして不足はございませんでしょうか。不足がある場合、事務局にお申しつけください。

本日の会議の終了時刻は午後 7 時 45 分ごろを目安としておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、河野こども未来局長よりご挨拶を申し上げます。

○河野こども未来局長 皆様こんにちは。千葉県こども未来局長の河野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会議に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、会議を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、また、このような時間帯にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、先般は本会議の委員のご就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

なお、本来であれば、本日、お一人お一人に委嘱状を配布すべきところではございますが、大変申しわけございません、時間等の都合もございまして、机上に配布させて

いただいておりますことを、お許しをいただきたいと思っております。

本題に入る前に、委員さんの中には市外にお住まいの方もいらっしゃいますし、また、これまでお話を伺っていない方もいらっしゃると思いますので、私どものこども未来局につきまして、若干、お話をさせていただきます。

こども未来局は、平成22年の4月、3年前でございますが、子ども施策を総合的・一体的に推進する新しい局として創設をいたしました。そこで、これまで保健福祉局で行ってまいりました保育行政に加えまして、教育委員会の所管でありました幼児教育、いわゆる幼稚園の関係の業務でございますが、この幼稚園の関係の業務、さらに子どもルームの業務もこども未来局に移管をいたしまして、保育行政、幼稚園関係、子どもルームの関係の業務を一体的に行ってまいりました。こうした経緯がございましたので、今回の子ども・子育て支援新制度の対応、所管も、こども未来局で担当することとなったわけでございます。

皆様ご承知のとおり、現在、子どもを取り巻く環境、特に就学前の子どもたちの環境は大きく変わろうとしているわけでございます。国におきましては昨年8月に成立いたしました子ども・子育て関連3法に基づきまして、特に幼児教育の提供、保育の量的拡大、子育て支援の充実等を目的とした子ども・子育て支援新制度を平成27年4月にスタートさせようとしているわけでございます。そこで、どの自治体でも同じでございますが、本市におきましても子ども・子育て会議を立ち上げまして、さまざまな議論の中で、遺漏のないように万全の準備をしていきたいと、このように考えております。

この会議でございますが、子ども・子育ての関係団体、事業主の方、学識経験者、さらには現在まさに子育て中の保護者の方々を構成メンバーといたしておりますので、それぞれのお立場で、さまざまな視点からご意見等を賜ればと、このように考えております。

本日は1回目の会議でございますので、お手元の次第にもございますが、子ども・子育て支援新制度の概要、本市の子ども・子育て会議の概要や取り組み、今後のスケジュール等につきましてご説明申し上げ、2回目以降の会議の議論につなげていきたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、この会議は子育て世代のご家庭はもとより、市議会や関係者、多くの市民の皆さんが大変注目をしているところでございます。新制度を円滑にスタートさせるためには、この会議の審議が大変重要となりますので、委員の皆様方には、本会議におきまして慎重審議を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

委員の皆様方の本日の会議のご出席に重ねて御礼を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局 続きまして、千葉市子ども・子育て会議委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の資料1、委員名簿に沿ってご紹介をさせていただきますので、恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら、その場でご起立をお願いしたいと思います。

まず、子どもの保護者のお立場でご参加いただく、在原つかさ委員でございます。

- 在原委員 在原でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、子どもの保護者のお立場でご参加いただく伊藤雅子委員でございます。
- 伊藤委員 伊藤です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 次の榎沢委員におかれましては、お仕事の都合により少々遅れて到着される旨ご連絡いただいておりますので、到着され次第ご紹介いたします。
- 続きまして、植草学園大学発達教育学部の教授でいらっしゃいます太田俊己委員でございます。
- 太田委員 太田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会常務理事の大場隆委員でございます。
- 大場委員 大場でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、イオンリテール株式会社南関東カンパニー人事教育部長、岡本正彦委員でございます。
- 岡本委員 岡本と申します。どうぞよろしくお願ひします。
- 事務局 続きまして、連合千葉千葉中央地域協議会副議長の小倉和也委員でございます。
- 小倉委員 小倉でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 事務局 続きまして、NPO法人ファザーリング・ジャパン理事の久留島太郎委員でございます。
- 久留島委員 久留島でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、子どもの保護者のお立場でご参加いただく高野紳也委員でございます。
- 高野委員 高野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、子どもの保護者のお立場でご参加いただく野中定枝委員でございます。
- 野中委員 野中です。どうぞよろしくお願ひします。
- 事務局 続きまして、公益社団法人千葉市幼稚園協会会長の畠山一雄委員でございます。
- 畠山委員 畠山です。よろしくお願ひします。
- 事務局 続きまして、全国病児保育協議会副会長の原木真名委員でございます。
- 原木委員 原木でございます。よろしくお願ひいたします。本日は、この後別の会議が入っておりますので、ご挨拶だけで失礼させていただきます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、千葉県認定こども園会議共同代表の藤澤彩委員でございます。
- 藤澤委員 藤澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、放送大学教養学部教授の宮本みち子委員でございます。
- 宮本委員 宮本でございます。よろしくお願ひします。
- 事務局 続きまして、一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会会長の森島弘道委員でございます。
- 森島委員 森島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、公益社団法人千葉市民間保育園協議会会長の山崎淳一委員でございます。

○山崎委員 山崎です。よろしくお願いします。

○事務局 続きまして、千葉市保育協議会会長の吉江規隆委員でございます。

○吉江委員 吉江規隆です。どうぞよろしくお願いします。

○事務局 千葉市子育て支援館館長の吉田美子委員でございます。

○吉田委員 吉田でございます。よろしくお願いします。

○事務局 皆様、ありがとうございました。

なお、本日は、遅れておいでになります榎沢委員を含めまして、全ての委員の皆様にご出席いただいております。千葉市子ども・子育て会議の設置条例第5条第2項において、会議は過半数の出席をもって開催することができるとされておりますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

まずは河野正行子ども未来局長でございます。

○河野子ども未来局長 改めまして河野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、川上千里子ども未来部長でございます。

○川上子ども未来部長 川上でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、齊藤一成子ども企画課長でございます。

○齊藤子ども企画課長 齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、始関秀次子ども企画課担当課長でございます。

○始関子ども企画課担当課長 始関でございます。よろしくお願いします。

○事務局 続きまして、渡邊博典健全育成課長でございます。

○渡邊健全育成課長 渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 松尾修一保育支援課長でございます。

○松尾保育支援課長 松尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 小林幹弘保育運営課長でございます。

○小林保育運営課長 小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 仲田智恵子保育運営課保育所指導担当課長でございます。

○仲田保育運営課担当課長 仲田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 角田君枝保健福祉局健康部健康支援課長でございます。

○角田健康支援課長 角田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、これより議題に入らせていただきます。本日の議題はお手元の資料にございますとおり6件でございます。

最初に議題(1)、会長・副会長の選任でございますが、会長が決まりますまでの間は河野子ども未来局長が議事の進行を務めさせていただきます。河野局長、お願いいたします。

○河野子ども未来局長 はい、わかりました。それでは、会長が選任されるまで、私が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速ですが議事に入らせていただきます。議題の(1)、会長及び副会長の選任でございますが、千葉市子ども・子育て会議設置条例第4条第2項の規定によりまして、会長及び副会長は委員の互選により定めることとされております。会長の選任につきまして、委員の皆様方、いかがいたしましょうか。

久留島委員さん、どうぞ。

○**久留島委員** 久留島です。少子化問題や家族問題にご造詣が深く、これまで多くの研究を積み重ねてこられた、また国の社会保障審議委員や次世代育成支援対策を推進する千葉県民会議の議長なども務められ、またこのような会議の場におけるご議論の経験が豊富な宮本みち子委員が会長にふさわしいと考えます。いかがでしょうか。よろしくお願いいいたします。

○**河野こども未来局長** ただいま久留島委員より、宮本みち子委員を推薦する旨のご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**河野こども未来局長** よろしいでしょうか。ありがとうございます。皆様、ご異存がないようでございますので、宮本委員に千葉市子ども・子育て会議の会長をお願いいたしたいと存じます。改めまして、皆様、拍手をもってご承認をお願いいたします。

(拍手多数)

○**河野こども未来局長** ありがとうございます。それでは、会長が決定いたしましたので、私の任はここで終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○**事務局** ここから宮本会長に議長をお務めいただきたいと存じますので、会長におかれましては、まことにお手数ですが、あちらの会長席のほうにご移動をよろしくお願いいいたします。

(会長、座席移動)

○**事務局** それでは、就任に当たりまして、宮本会長からご挨拶を賜りたいと存じます。

○**宮本会長** 放送大学の宮本でございます。新体制が始まるということで、千葉市にとっても本日のこの委員会は大変意義の深い会議だと思っております。会長に仰せつかりまして、大変微力でございますけれども、大事な会議に務めさせていただきたいと思えます。

私も20～30年前には足かけ12年くらい保育所通いをしたものでございまして、今は自分の孫がその年齢になっておりますが、きょうの公募委員の皆さんとは、ちょうどもう親子の年齢になっておりますけど、この問題はとても重要でございますし、あすの参議院では子どもの貧困対策の推進に関する法律が通過するだろうと言われておりまして、

いろいろな関連する制度が、今、変わり目だと思しますので、有意義な会議にしていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。座らせていただきます。

早速でございますけれども、次第に従ひまして、副会長の選任を行いたひと思ひます。事務局から選任の方法についてご説明いたされたいと思ひます。

○齊藤こども企画課長 こども企画課長の齊藤でございます。

副会長の選任方法につきましては、千葉市子ども・子育て会議設置条例の第4条第2項に、副会長の選任につきましては委員の互選により定めるということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○宮本会長 事務局のご説明によりますと、副会長の選任は委員の互選によるということでございます。皆様、いかがでございますでしょうか。ご意見をいただければと思ひます。どうぞ。

○太田委員 副会長をご推薦申し上げたいと思ひます。名簿の中で大場隆委員さんをご推薦いたされたいと思ひます。千葉市社会福祉協議会常務理事をされておられますし、社会福祉全般にお詳しいですし、さらに福祉行政に関しても明るひというふうにお聞きしておりますので、大場隆委員さんを副会長さんにご推薦申し上げたいと思ひます。

○宮本会長 ありがとうございます。今、太田委員のほうから、大場隆委員を副会長にご推薦いただきましたが、皆様、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宮本会長 よろしいでしょうか。それではご異存ないということでございますので、大場委員に副会長をお務めいたされたいと思ひます。よろしゅうございますね。

(拍手多数)

○事務局 それでは、大場副会長におかれましては、まことにお手数でございますが、副会長席へお願ひいたします。

(副会長、座席移動)

○宮本会長 一言ご挨拶をいたされたいと思ひます。

○事務局 よろしくお願ひいたします。

○大場副会長 それでは、改めまして。千葉市社会福祉協議会の大場でございます。よろしくお願ひいたします。

社会福祉協議会といひますと、千葉市の中で福祉全般、高齢の方から、またお子さんのほうまで、全般にかかわっておりまして、特に子育て関係ですと学童保育、千葉市ですと「子どもルーム」というような形でもってやっておりますけれども、その運営全般に携わらせていただいております。宮本会長さんをサポートしながら、会の運営のお手

伝いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○宮本会長 どうもありがとうございました。

それでは本題に入りたいと思います。式次第の議題の（２）でございますけれど、会議の公開等についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○齊藤こども企画課長 こども企画課長でございます。失礼して座らせていただきます。

私から議題（２）会議の公開等について、ご説明をさせていただきます。お手元の資料２、「会議の公開及び議事録の作成等について」をごらんください。

まず、１、会議の公開の取り扱いについてでございますが、（１）として、当会議は千葉市情報公開条例の規定によりまして、原則として公開といたします。しかしながら、これからの審議内容によっては非公開としなければならない案件がないとは言い切れないところでございます。そこで、（２）に記載させていただきましたが、会議を全部または一部を非公開とする必要がある場合には、会長がその旨を決定するものとするものでございます。

会議を非公開とする必要がある場合とは、千葉市情報公開条例等に規定されておりますが、例えば当会議で想定されるものとしては、個人情報を取り扱う場合や、公開することによって事業者の地位を不当に害するおそれがある場合などの案件が考えられます。そのような審議内容がある場合には非公開とする旨を会長が決定する、としたものでございます。

次に、２の議事録の確定についてでございますが、会議終了後に議事録案を事務局で作成いたします。作成されたものを当日出席された委員全員に目を通していただき、確認をお願いし、確認の終了後、会長に署名をしていただき確定するというものでございます。

以上でございます。

○宮本会長 会議の公開につきまして、事務局からご説明がありましたが、ご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宮本会長 それでは、事務局案のとおりでご異存がないということで、このとおりに決定してよろしいでしょうか。ありがとうございました。事務局案のとおりに決定いたします。

それでは早速、次の議題に進みたいと思います。議題の（３）、「子ども・子育て支援新制度」について、それから議題の（４）の「千葉市子ども・子育て会議」について、あわせて事務局のほうからご説明をいただきます。

○川上こども未来部長 こども未来部長の川上でございます。それでは私から、議題（３）の「子ども・子育て支援新制度」について、それと（４）の「千葉市子ども・子育て会議」について、両方あわせて説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料3『子ども・子育て支援新制度』について、こちらをごらんいただきたいと思えます。この「子ども・子育て支援新制度」につきましては、子ども・子育て支援に関する、幼児教育とか、あるいは保育とか、さまざまな制度の創設、あるいは見直し、こういったものが多数含まれておりまして、国家レベルの改革と言ってもいいかと思えますけれども、それを全て細部に至るまでこの場でご説明するというのは、なかなか難しいところをございまして、そこで今回は、大枠について委員さんのご理解を深めていただくというような趣旨で、主な改革項目6点を挙げまして、これに沿って説明をさせていただきたいと思えます。

それでは2ページをお願いいたします。まず、この制度の目的でございますが、3つの「目的」というふうに記載してございます。1点目に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、2点目に、保育の量的拡大・確保、そして3点目に、地域の子ども・子育て支援の充実、これがこの新制度の目的でございます。

また、新制度の根拠となる法律でございますが、こちらのほうは昨年8月に成立いたしましたいわゆる子ども・子育て関連3法でございます。1つが「子ども・子育て支援法」、2つ目が「改正認定こども園法」、そして3つ目が「関係整備法」、これは児童福祉法などの関連する法律をまとめて改正したものでございます。この関連3法におきまして制度の大枠は大体決められておりますけれども、具体的な運用の細部については、法律から政省令に委任されている部分が少なからずございまして、そういったことから、これから施行までの間に、国においても、あるいは地方においても、細部を決めていくことになるというものでございます。

次に3ページをお願いいたします。新制度の全体像ということで、新制度による子ども・子育て支援サービスは、「給付」と「事業」で構成されるというふうに記載してございます。左側が「子ども・子育て支援給付」でございます。右側が「地域子ども・子育て支援事業」ということで、この「給付」と「事業」で構成されるものでございます。大まかに申し上げますと、左側の「給付」につきましては、幼稚園、保育所のように小学校就学前の子どもを日常的に預かる施設、あるいは事業でございます。右側の「事業」でございますが、これは地域の子育てを支援するための事業、これに大きく区分されておりまして、左側のほうの「給付」が新たに創設される給付制度の対象になるものでございます。

なお、児童手当が一番下に入っておりますけれども、これは現時点では財源が変更になるということで、これも含めて、仮称ですけれども「子ども・子育て包括交付金」、これで賄われるということでございまして、新制度の議論からは切り離して差し支えないというふうに考えております。

次に4ページをお願いいたします。主な改革内容の①として、「給付」の創設でございます。この給付制度の創設によりまして、手続ですとか、あるいはお金の流れが大きく変わることになります。これはお子さんはもちろんのこと、保護者、事業者にとって非常に影響が大きいものでございますので、少し詳しく説明させていただきます。

まず、1の施設型給付。認定こども園、幼稚園、保育所が対象でございますが、それ

の一番最初のポツです。個々の児童について「保育の必要性」を認定し、認定内容に応じた給付を行うということで、まず、お子さんごとの給付内容を確定するために、就学前の児童一人一人について、「保育の必要性」の認定を行うというものでございます。その認定内容に応じた給付を行うというものでございます。

そこに※1と書いてありますけれども、「保育の必要性」について5ページのほうをごらんいただきたいと思います。保育の必要性の認定の区分はそこに記載のとおり3つございます。満3歳以上で保育の必要性のないお子さんが1号、満3歳以上で保育の必要性のあるお子さんが2号、3歳未満で保育の必要性があるお子さんが3号でございます。この保育の必要性のある2号、3号につきましては、その必要とする保育の量によりまして、長時間と短時間、これに区分されます。長時間はおおむねフルタイム、短時間はパートタイムということでございます。

これまでは、保育につきましては保育に欠けるか否かという判断でございましたけれども、それが保育の必要性ということで判断されます。また、1号認定にございまして、保育の必要性がない3歳以上の子どもについても認定の対象となるものでございます。あと、保育を必要とするということの要件ですとか、長時間・短時間の区分、あるいは優先的な利用については、これから国が定める基準に基づきまして市が定めることとなります。

4ページにお戻りいただきまして、ポツの2点目ですけれども、「保護者に対する給付を、施設が法定代理受領」というふうに書いてございます。これは個人に対する給付ですが、直接保護者に給付するのではなくて、施設に対して給付をいたします。お子さんは施設・事業者から、認定された給付内容のサービスを現物給付されるという内容でございます。したがって、給付については事業者が代理受領するというものでございます。

次に3点目でございますが、市町村が利用調整を行った上で、利用者と施設が直接契約ということで、基本的には利用者と施設が直接契約をして、施設が利用料を徴収することになりますけれども、市がこの契約について責任を持って利用者と施設との橋渡しをする、これが利用調整でございます。利用調整につきましても5ページをごらんいただきまして、※2の利用調整についてということで、内容は記載のとおりですけれども、利用者への情報提供ですとか、相談・助言、あるいはあつせん、さらには必要に応じまして施設への受け入れの要請を行う。これが利用調整の内容でございます。

また4ページにお戻りいただきまして、今、直接契約が原則だと申し上げましたけれども、その下にただし書きがございますが、民間保育園については、従来どおり利用者と市が契約をする、保育料も市が徴収する、そういうものでございます。

続きましてその下ですけれども、給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市が確認という手続を行うものでございます。この確認につきましては6ページに説明してございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。市町村は、事業者からの申請に基づきまして、給付の対象となる施設・事業を、利用定員を定めた上で「確認」というものでございます。なお、既存の施設につきましては、特段の申し出がない

限り確認があったものとみなされる、ということでございます。

これは給付対象施設を確認する手続でございますが、施設の設置認可、後でまた認可の話が出ますが、その設置認可とは別の手続でございます。利用定員につきましては、例えば先ほど申し上げました1号、2号、3号認定がございますけれども、2号の認定を受けているお子さんが何人というふうに、認定区分ごとに設定していくこととなります。それと施設が確認を受けるためには、施設運営について一定の基準を満たす必要がございますが、この基準につきましても、国が定める基準に基づいて市が条例で定めることとなっております。利用定員の設定に当たりましては、透明性、客観性を確保するため、この会議でご意見を聴くこととされております。

4ページにお戻りいただきまして、5番目のポツの下に※印がございますけれども、私立幼稚園につきましては、この給付のための確認、これを受けずに、これまでどおり私学助成あるいは就園奨励費補助を受けて運営することも可能でございます。

次に、その下の給付の金額は国が定めるというものでございまして、国が価格を定めるため「公定価格」というふうに記載してございます。

それとその下ですけれども、利用者負担につきましては、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担ということでございまして、現在の負担水準を勘案されて設定されることから、現行の負担額と大きくかけ離れることはないかというふうに考えております。

それが1番の施設型給付でございますが、続いて2番の地域型保育給付でございます。これは小規模保育等についてのものがございますが、基本的な仕組みは、今、施設型給付で申し上げたのと大体同様でございます。これにつきましても7ページに補足で説明してございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

新制度では、地域型保育事業といたしまして、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、それと事業所内保育の4事業、これが認可事業となります。今までも、このような事業はございましたけれども、認可の対象ではございませんで、これが認可事業となるというものでございます。いずれも主に3歳未満児を対象としておりまして、小規模保育の場合は定員が6人から19人、家庭的保育の場合には5人以下でございます。子どもの居宅で保育を行う居宅訪問型保育、あるいは企業が企業の社員向けに屋内で保育施設を設置して実施しております事業所内保育、これも認可事業として給付の対象事業となります。以上が1点目の「給付」の創設についてでございます。

次に8ページをお願いいたします。主な改革内容の②、認定こども園制度の改善でございます。この認定こども園制度の改善につきまして、具体的には、新たな「幼保連携型認定こども園」の創設というものでございまして、新制度の目的を先ほど3つ申し上げましたけれども、その第1点目、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、これに対応するものでございます。「幼保連携型認定こども園」は学校でもあり、また児童福祉施設でもある、そういった施設でございまして、幼児教育と保育の両方を一体的に提供する単一の施設と位置づけられます。

今も「幼保連携型認定こども園」はございますけれども、既存のものから何が改善さ

れるかと申しますと、図にありますように、これまでばらばらで事業者にとって負担が大きかった行政からの財政措置、認可手続、これがこの制度では私ども千葉市に一本化されることとなります。また、設置主体は自治体、学校法人、社会福祉法人に限定されます。こういった制度でございまして、ただ、既存の幼稚園、保育所からの移行は任意でございまして。以上が2点目でございまして。

9ページをお願いいたします。主な改革内容の③、地域子ども・子育て支援事業の拡充でございまして。新制度の目的、先ほど3点申し上げました。そのうちの地域子ども・子育て支援事業の充実に対応するものでございまして、先ほどの表では右側に13事業がございましたけれども、いろいろ新設・拡充される制度でございまして。ここでは新たに新設されます利用者支援事業、それと大きな制度改革が行われます放課後児童クラブ、千葉市では「子どもルーム」というふうに申しておりますけれども、それを掲載しております。

まず、利用者支援事業につきましては、新制度によってさまざまなサービスが提供されるわけですが、そのサービスを保護者が円滑に利用できるように相談・助言を行うものでございまして。千葉市の場合には、この新制度に先立ちまして、この10月から、利用者支援事業に相当いたします「子育て支援コンシェルジュ」、これを中央区・稲毛区にモデル的に配置する予定でございまして。また平成26年度中には全区に配置することを目指しております。これが利用者支援事業でございまして。

続いて放課後児童クラブ（子どもルーム）につきましては、現在、小学校3年生までが対象でございまして、新制度では6年生まで対象が拡大されます。また指導員の資格ですとか従業者の人数、施設・設備、開所日等につきまして、国が定める基準に基づきまして条例で定めることが必要になります。現在は、国はガイドラインを示しております、私どもはそれに基づく要綱で実施しておりますが、これが条例事項になります。千葉市の子どもルームの現状は1年生から3年生ですので、対象が大幅に拡大ということになりますと大変大きな課題でございまして、早急に検討する必要があるというふうに考えております。

そのほかの事業につきましても財政措置等の拡充が図られる見込みでございまして、ただ、利用者から見た仕組み自体は大きく変わらない予定でございまして。

10ページをお願いいたします。主な改革内容の4点目、認可制度の改善でございまして。そこに記載のとおり、保育需要の増大に機動的に対応するために、保育所、認定こども園、地域型保育事業の認可制度の改善・透明化を図るものでございまして。これまで保育所の認可につきましては、自治体が特定の地域とか箇所数、その必要性に応じて指定しまして、それに沿って認可を行うというものでございました。新しい制度では、客観的な認可基準を満たせば、供給過剰とかそういった事情がない限り、原則として認可するというものになります。この認可基準につきましても国が定める基準に基づきまして自治体が条例で定めます。千葉市などの政令市におきましては、幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業の認可基準を定めることとなります。基準の内容といたしましては、従業者の資格、人数、居室の床面積、施設の設備・運営に関する事項を定めるこ

となります。この認可に当たりましては、児童福祉審議会、千葉市の場合には社会福祉審議会の児童福祉専門分科会ですけれども、この意見を聴くことが義務づけられています。

11 ページをお願いいたします。主な改革内容の5点目、事業計画の策定でございます。これは自治体ごとに国がこの夏に策定を予定しております基本指針、これにのっとして「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしまして、これに基づいて給付や事業を実施することとなります。事業計画では地理的な状況などを勘案した「区域」を定めまして、その区域ごとに給付や事業の量の見込み、確保の方策、実施時期などを定めることとされております。

この量の見込みにつきましては、現在の利用状況だけではなくて、今後の保護者の利用希望を踏まえて設定することとされておまして、保護者に対するニーズ調査が不可欠でございます。このニーズ調査につきましては、事業計画を策定する上で極めて重要なステップでございまして、今回の会議でこの内容、あるいは実施方法についてご議論いただく予定でございます。

計画の期間ですけれども、これは新制度施行が予定されております平成27年度から31年度までの5年間でございまして、策定に当たっては千葉県との広域上の調整が必要となります。

それと事業計画の策定・変更、計画策定後の進捗管理に当たりましては、この会議のご意見を聴くこととされております。

続きまして12ページをお願いいたします。改革内容の6点目、子ども・子育て会議の設置でございます。これは後ほど改めてご説明申し上げますが、概要を申し上げますと、国と自治体にそれぞれ「子ども・子育て会議」を設置し、子育てや子育て支援の当事者の意見を反映することが意図されているものでございまして、国の会議では自治体の事業計画の策定の指針となる基本指針、あるいは公定価格、各種基準など、新制度の運用に関する重要事項が議論されております。記載のとおり、大体月1回のペースで開催されておまして、現在はニーズ調査の内容について議論されております。自治体といたしましては、この国の会議の動向を注視しながら新制度の各論部分の行方を見定めて施行に向けた準備を進めているところでございます。

自治体におきましても、「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされまして、新制度によります子ども・子育て支援施策が、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえたものとして実施されることを担保する上で非常に重要な役割が期待されております。

なお、国の会議の様子ですけれども、これは動画あるいは配布資料が全て内閣府のホームページに掲載されておりますので、何かの機会にごらんいただきたいと思っております。

以上が主な改革内容の6点についての説明でございます。

次に、財源・費用負担について簡単にご説明いたします。消費税は平成26年4月に8%、平成27年10月に10%と段階的に引き上げられる予定でございます。国は10%への消費増税によりまして、平成27年段階で0.7兆円の財源を確保するとされております。この0.7兆円は、保育等の「量の拡充」、これと「質の改善」に充てられることとされてお

ますけれども、この質と量の確保、十分な確保を図るためにはさらに0.3兆円が必要と試算されておりまして、その確保が国の検討課題とされておりまして、国と地方の負担割合は表の記載のとおりでございます。

なお、報道等でご存じの方も多いと思いますけれども、現在、国では幼児教育の無償化、これが検討されておりまして、詳細はまだ未定でございますけれども、現時点では当面幼稚園における多子世帯の保育料の実質無償化・軽減を図る方向で検討されております。

14ページをお願いいたします。スケジュールでございますが、現時点での大まかなスケジュールについてご説明いたしますと、平成27年4月に新制度が施行予定でございます。消費税が財源となるため10%への増税時期と連動しております。平成27年4月に新制度によるサービスを開始するためには、その施行を待つことなく必要な準備を順次進めていく必要がございます。当面の大きな課題は事業計画の策定でございます。この会議のご意見を伺いながら、この夏ごろにはニーズ調査を実施いたしまして、平成26年9月をめどに事業計画の根幹であります量の見込み、あるいは確保の方策を取りまとめたいというふうに考えております。

また支給認定、平成27年4月から開設する施設の認可、給付対象施設の確認などの手続につきましては、平成26年の下半期に着手する必要があるとございます。

このように非常に短い期間でこの会議における議論も踏まえつつ、さまざまな準備を進めていかなければならないという状況でございます。施行準備につきましては早期に具体的な工程を整理する必要があると考えております。

新制度についての説明は以上でございます。続けてよろしいでしょうか。

それでは議題(4)の、「千葉市子ども・子育て会議」について、ご説明いたします。資料4をお願いいたします。2ページをお願いいたします。会議の趣旨・目的でございます。

まず、設置の根拠でございますが、そこに子ども・子育て支援法が記載してございます。子ども・子育て支援法におきまして、いわゆる地方版子ども・子育て会議の設置が我々地方自治体の努力義務とされておりまして、努力義務ではございますが、千葉市においてはその重要性に鑑みまして、いち早く設置を決定いたしました。早期の審議の開始に向けて準備を進めてきたところでございます。千葉市子ども・子育て会議設置条例がございまして、これをさきの平成25年第1回定例会におきまして、全会一致による議決をいただきまして、平成25年4月1日から施行しているところでございます。この会議はこの千葉市子ども・子育て会議設置条例に基づき設置されているものでございます。

次に、3ページをお願いします。趣旨・目的でございますが、会議の趣旨・目的につきましては、そこに記載のとおり、子育てや、あるいは子育て支援の当事者の参画をいただきまして、子育てに関するニーズを事業計画に反映すること、あるいは新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、本市の実情を踏まえて実施することでございます。また新制度に基づきます子ども・子育て支援施策の実施状況、これの継続的な点検・評価・見直しを行っていくことでございます。破線の中身につきましては、これは法に定めて

おります地方版子ども・子育て会議の役割を列記したものでございます。

4ページをお願いいたします。委員構成でございます。先ほど説明申し上げました設置の趣旨を踏まえまして、国の子ども・子育て会議に準じた代表区分としつつ、子育て当事者及び子育て支援当事者に数多く参加いただいているところでございます。本日参加いただいております子どもの保護者の委員さんにつきましては、4月から5月にかけて市政だより、ホームページ等によりまして公募を行いまして、24名の方からご応募をいただきました。ご応募いただいた皆様方はそれぞれ意欲も高く問題意識もお持ちでありまして、大変難しい選考でございましたけれども、論文や面接により厳正な選考を行い、本日ここにご出席いただいている4人の方々を選出させていただきました。

5ページをお願いいたします。主な審議事項でございますが、新制度施行までにご審議いただく事項は、3ページの法定事項を踏まえますと、事業計画の策定、これはニーズ調査を含みます。それと給付対象施設の利用定員の設定。その他新制度の施行準備に当たり本市が決定すべき重要事項が挙げられます。3点目の、その他新制度の施行準備に当たり本市が決定すべき重要事項でございますが、これにつきましては、施行までにこれから数多くの方針決定、あるいは各種基準等の策定が必要となります。その中でこの会議のご意見を聴くべき事項を整理いたしまして、次回の会議でお示ししたいと考えております。

なお、幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業の認可基準につきましては、条例の策定に当たりまして、先ほど申し上げました社会福祉審議会の児童福祉専門分科会の意見を聴き、結果をこの会議に報告することとしたいと考えております。また、審議事項以外に、新制度に関する国の重要な決定事項でありますとか、本市の施行準備の進捗状況等につきまして、必要に応じて私どもから報告させていただきます。

6ページをお願いいたします。審議の方法でございますが、審議事項につきましては、事務局が素案・たたき台をお示しして、それに対する会議のご意見を伺い、その内容を反映する、こういった形で進めさせていただきたいと考えております。例えば次回はニーズ調査についてご審議いただきますけれども、調査票や実施方法の素案を事務局のほうでお示しして、それに対するご意見を聴き、素案に修正を加えて成案を確定する、こういったような手法でございます。また、この会議のご意見を聴くこととあわせて、パブコメも実施するケースもございます。

7ページをお願いいたします。審議スケジュールでございますが、平成25年度につきましては、ご案内のとおり3回ないし4回の開催を予定しております。次の第2回は8月のお盆前をめどに開催するというふうに考えておりまして、主な審議事項はニーズ調査の内容・実施方法でございます。第3回目は、1月から3月ぐらいを予定しておりまして、ニーズ調査の結果、これとあわせまして、まだ粗々でございますけれども、その時点で事業計画のたたき台を提示できるように努力したいと考えております。先ほど申し上げました審議事項の3点目の本市が決定すべき重要事項でございますが、これは次回までに整理するというふうに申し上げましたけれども、3回ではなくて4回目が必要になるかどうかはその内容によりますので、次回の会議で整理してご報告するのと同

に、4回目を開催するかどうかを決定させていただきたいと考えております。

平成26年度の審議事項、開催時期・回数等は、これは国の動向等に応じて今後検討させていただきます。

説明は以上でございます。

○事務局 ここでお時間をいただきまして、榎沢委員が到着になっておりますので、ご紹介いたします。

淑徳大学総合福祉学部教授の榎沢良彦委員でございます。

○榎沢委員 榎沢と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 では会長、引き続きよろしくお願いいたします。

○宮本会長 ただいま、事務局のほうから議題の(3)と(4)についてご説明がございました。

これからの進行についてでございますけれども、今回は第1回目でありまして、新制度ということで、かなり膨大な資料のご説明がありまして、この制度の概要やこの会議の趣旨、それから千葉市の取り組みの現状について、理解すべき事項がかなり多くあるように思います。私たちの理解を深めるということに本日は主眼を置いて進めたいと思います。

これから皆様のご意見、ご質問をいただくわけでございますけれども、限られた時間の中で全ての質疑応答、あるいは意見をくみ尽くすというような段階にはまだないと思いますので、そのあたりについてご了解いただきまして、本日足りない分は、次回、あるいはまた会議の終わった後、事務局との間でやりとり等をするることによって補っていただければと思います。

それから、後で事務局からご説明があらうかと思っておりますけれども、今回の会議の後も質問等を受けていただけるということになっておりますので、もし会議の中で不十分であれば、その機会を十分に活用いただき、疑問について解決していただければと思います。

では、ただいまご説明いただいた議題の(3)と(4)について、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。ご発言の際は、挙手していただければ、私からご指名させていただきます。どうぞ、どなた様でもご発言をお願いいたします。

○野中委員 野中です。先ほどのご説明にありました子ども・子育て支援新制度についての5ページの部分で、保育の必要性の認定についてということについて、ご質問させていただきます。保育の必要量に応じて、「長時間認定」と「短時間認定」に区分ということは、これまで保育所では、パートタイムの場合であっても、長時間といえますか、規定の時間、預けることができているかと思うんですけれども、短時間認定になった場合に、これまでの時間どおり預かっていたいただけるのかどうかというところが保護者としては不安な点です。

あと、短時間以上預ける場合には、さらに負担が求められるかどうかという点について、質問をさせていただきます。

○宮本会長 では、事務局のほうから、ご説明をお願いします。

○川上こども未来部長 では、ご質問にお答えします。

現状の保育所も、パートタイムの方も利用していただいているのですが、1日4時間で週4日以上働いているとか、そういう最低の「保育に欠ける」要件がございまして、それを満たしていただいている方に必要な時間をご利用いただいているというものでございます。

ここでいうパートタイムにつきましては、現行制度でいいますと、特定保育という制度がございまして、「保育に欠ける」要件を満たさない、週2日とか3日パートタイムで働いているような方が利用されています。このパートタイムというのは、そういったところも含めて、認定されれば全部、今でいう保育の時間で統一するのではなくて、必要な時間を認定して、その時間をご利用いただく。ですから、現在パートタイムで働いている以外の時間も預けている方が現実的にいらっしゃるかも知れませんが、逆に特定保育しかお使いになれなかった方も、給付として保育を利用できる、そういうような制度でございます。ただ、どこまでその線引きをするかということは、まだ国が示しておりませんので、これ以上具体的なことは、まだお答えできません。

○宮本会長 よろしいですか。

○野中委員 はい。

○宮本会長 それでは、続いてどうでしょうか。畠山委員。

○畠山委員 幼稚園協会の畠山です。

施設型給付についてのご説明は大体理解できたと思うのですが、幼稚園の場合、経営者で迷っている方が多くおります。それは施設型給付を選ばずに、私学助成を得て、それから就園奨励費を活用してこれまで通り経営していくという選択です。今日の新聞報道なんかを見ますと、幼稚園の長時間預かり保育も、11時間以上保育したものについては国がその施設の改修費の助成を出すとか、非常に国のほうも混乱している。動向がよくわからないんですね。

千葉市は、政令指定都市の中で率先してこういった会議を開いて、幼稚園団体の意見を聴き—私は幼稚園団体を代表して出席しているわけですがけれども、意見を聴いてもらえるのは非常にいいことだと思います。

ただ、施設型給付を受けない幼稚園については、今度、需給調整とか、事業計画を立てるのに、全体の事業計画の中でどういう位置づけになるのかといったことに関心を持っています。それから需給調整された場合に、今、千葉市は待機児童が32人ぐらいということになっていますけれども、どんどん保育園をつくって行って、じゃあ平成27年ぐらいになったら、保育園は全部もう間に合っているから、例えば幼稚園が幼保連携型の認定こども園への移行を希望した場合、それも需給調整の対象にされて、移行を希望した幼稚園が幼保連携型に移れないことも考えられるのではないかと思います。その辺の議論というのは、この会議の中でされていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○宮本会長 では、事務局のほうからご説明をお願いします。

○川上こども未来部長 幾つかご質問があったんですが、最後の、幼保連携型認定こども園に移行する際に、その時点でもう待機児童がいなくなってしまうと、そういう需要が

ないのではないかと、端的に申し上げますとそのようなお話だと思っておりますけれども。私どもは、今、大体、保育比率が25%ぐらいでございます。待機児童が全くなくなるには、41%まで引き上げなければならない。32人ですけれども、これがこのままなくなってしまうとか、そういうことは全く想定しておりません。先ほど会長さんのほうからお話がありましたけれども、国も加速化プラン、平成27年4月にこの制度が始まる前に待機児童対策を加速化する、そこで長時間の預かり保育の施設整備なんかもやっていきましょう、というふうなことを始めているわけでございます。ですから今の状況では、その時点でそういう需要がないということは、なかなか想定できません。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、認可についても、原則として認可いたしますけれども、供給過剰な場合には、認可しないということも想定されておりますので、制度的にはそういう道もありますけれども、私どもとしては、それはちょっと想定しておりません。

○**畠山委員** 私どもも大分これから議論しなければいけないんですけれども、要は国のお金の流れ方がどういうふうになっていくか。子育て支援に7,000億円のお金が出て、質の高い幼児教育のために、お金がこの施設型給付に流れるのであれば、こちらを選択する幼稚園も増えるかと思えます。その場合、幼稚園はみんな一斉に幼保連携型に許可してもらえればいいのですけれども。千葉市は既に、待機児童がいっぱいいるところと、全然いない地域があります。ここはもういっぱいですからと、そのときに需給調整の中で、ガードがかけられないような方法もこの中でまたご検討、ご討議いただければと思います。

○**宮本会長** それでは、ほかの委員さんもどうぞ。

○**森島委員** 幼稚園連合会の森島と申します。よろしくお願いたします。

資料3の、『子ども・子育て支援新制度』について」という冊子の7ページに、地域型の保育事業についてということがあります。この部分で、今まで認可事業でなかったものが認可事業になるということで、まだ決まっていないことも多々あると思うんですが、わかる範囲でもう少し詳細にお聞きできれば大変ありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○**宮本会長** はい、どうぞ。地域型保育事業に関して。

○**川上こども未来部長** 申しわけありません。大体ここに書いてあるとおりでございます。これが認可の対象事業になるということで、先ほども申し上げましたけれども、事業自体は、今も実施していますが、それを一定の要件を設けて認可するということですので、まだ今の時点では、細かいことの説明ができるだけの材料がないというのが現状でございます。申しわけありません。

○**宮本会長** はい、どうぞ。伊藤委員。

○**伊藤委員** 伊藤です。根本的なところになるかもしれませんが、増えてきた待機児童、今、32人まで減ってはいますけれども、また今後も増えることを考えていらっしゃると思います。需要に対してどう供給を確保するかということももちろん大事だと思いますけれども、需要を減らす方策ということについて、何かお考えがもしあれば伺いたいと

思います。

- 宮本会長 需要を減らす必要があるというお考えでのご質問ですか。
- 伊藤委員 はい。待機児童が今、あと 32 人なのになぜゼロで考えないかというのと、またこれから出てくるだろうという前提でお考えなのではないかと思うんですね。実際に今までも保育所ができたなら、「だったら預けよう」という方もずっと来ていますし、それが待機児童が全然減らない大きな原因なんだと思うんですね。どんなに地域に保育所がなくとも、どうしても働かなければいけない保護者というのは、必ず確保するはずなんです。そういうときに出てこなくて、「保育所があるんだったら、じゃあうちも」という方は、保育の必要性の度合いが多分違うと思うんですよね。そういう方たちが、なぜ保育所を欲しいという方向に入ってくるのかというところを、私の不勉強だったらいいんですけれども、どこでもそういうのは見たことがないんです。なぜそういう方たちが、「だったら保育園に」と考えてしまうのかということのを抜きにしていいのか。そこを抜きにしていたのでは、幾ら保育所をつくってもきりがいいんじゃないかと思うんですね。ですから、もちろん供給を増やすことも大事ですけれども、本当に必要な人のところにちゃんと供給をとるか、枠が回せるように、救急車みたいなものかなとも思いますけれども、需要を減らす方向も考えていかないと、本当にきりがいいんじゃないかと、イタチごっこのままではないかと考えています。
- 宮本会長 かなり本質的な問題ですので、こういう一問一答ということには合わないのかもしれない。
- 伊藤委員 すみません、どこで出していいかわからなくて。
- 宮本会長 委員の皆さんから、何か今のことで補足するご発言があれば、それを伺ってからご説明いただいたほうがいいかもしれませんが、いかがでございましょうか。
- 野中委員 すみません、もし理解が違ったらと思って、質問させていただくんですけれども、保育所ができたなら預けたいという方がいるということは、保育所をつくるのではなくて、子育て支援をもっと充実させたほうがいいのではないかということですか。
- 伊藤委員 そうです。まさにそのとおりです。子どもを預ける場所を増やす方策ばかりが見えてきて、場合によっては子どもがまるで本当に荷物のように預けられてしまう、そういう話も聞くことがあります。それは、保護者にとってはいいかもしれませんが、子どもにとってそれでいいのかということを考えてときには、保育所を増やします、幼稚園を増やします、施設を増やしてそこに入れてというのではなくて、それこそ地域の子育て、こちらを充実させれば、かなり減らせるのではないかというふうに考えています。やはり保育所を増やすことが主なのかなという印象を全体に持ちましたので、地域の子育てについて詳しく伺いたいと思います。
- 宮本会長 今の関連のご発言ですね。はい。
- 山崎委員 山崎です。今のと関連するのかわからないのか、わかりませんが、全般的に、このこと自体が子どもの目線に立った千葉市の子ども・子育て支援になっているのかなど。例えば、今言った量的なものを増やすよと、それもわかります。基本的には、この子ども・子育て支援というのは、国は国でやることがあるんでしょけれども、千

葉市として子どもの目線に立っているかどうか。当然これは保育の質にかかわってくるんですね。保育の質ということになると、ここのページに書いてあるんですけど、職員の配置と処遇改善が主だよということになっているんです。そういうことも全部ひくくめまして、量的なものと、それから子どもの目線に立つと、今言われたような意見、子どもの育ちの保証といいますか、それをどういう形で具現化していくかということがすごく大事なと思うんです。その議論も含めていろんな議論をしていきたいと思うんです。今言われたのは、量的なものだけ増えてしまって、子どもの感情というのはどうなんだというふうに聞こえたもんですから、補足したような感じになってしまいました。

○伊藤委員 ありがとうございます。そういうことです。

○山崎委員 ついでにいいですか。もしわかり切っていればお願いしたいと思うんですけど、今、国でいろいろ議論していますよね。多分これからいろんな形で出てくるんでしょうけれども、認可制度の改善で、「客観的な認可基準を満たせば」とあるんですね。先ほども説明があったんですけども、我々、保育をする上で、客観的な基準って何かなというふうに、ふと思ったんです。例えば今、国でいう最低基準のことを指しているのか。あるいはいつか国で議論になった、都市部ですとかそういうところについては、遊び場とか平米数は少なくてもいいというような話があって、それを認めたんですね。東京をはじめ横浜、それから千葉県では市川市も認めたんです。そういうこともこの中で議論になってくるんですか。ごめんなさい。制度上の問題と子どもの育ちの問題と、ごちゃごちゃになってしまうのかなと思いつつも、非常にこれは大切な問題だと思って、その辺の確認だけしておきたいなと思ったもんですから。

○宮本会長 それでは、今ご質問、ご発言のあったことについて、こども未来局のほうから。

○川上こども未来部長 大変難しいご質問でございまして。最初にご質問いただいたところは、まずこの新制度の全体像にありますとおり、施設型給付——給付がこちら方で新しい制度ですから、そういうふうにつくっていくんですけども、この右側の、地域における子ども・子育て支援事業、3ページの全体像の中の右側ですね、これもそうですし、この施設型給付以外の地域型保育給付なんていうものも、非常に柔軟に、いろいろなニーズにお応えできるように、あるいはご家庭での子育てを支援できるように、そういったさまざまな事業をこれからやっていきたいと思いますということですので、単に保育所をどんどん増やしていけばいいという、そういう制度ではないと私どもは理解しております。

それともう一点は、大前提といたしまして、市は保育を実施する義務がございまして、これは、こういうことを進めながら、その需要を抑制するということもありますけれども、必要な方には提供していかなければならないわけがございまして。そういった意味で、国も加速化プランというのを今進めてやっているわけがございまして。そういったことでよろしいでしょうか。

それと、山崎委員さんのほうの質問ですけども、基準はこういう場で議論いただく

のではなくて、先ほど認可基準については、児童福祉専門分科会のご意見をお伺いすると申し上げました。この基準については、実際に国の基準どおりではなくて、例えば千葉市の場合ですと、質も重視して、保育の質を確保する、あるいは向上させていくということを重視して、面積も人員配置も、上乘せした基準で条例化しております。ですから、基準そのもののことについては、後ほど児童福祉専門分科会になるんですけれども、そこでご意見を伺って、こちらにそういった内容を報告させていただくということになるかと思えます。

保育の質についてのご質問は、今のであわせてお答えをさせていただいたようなことになるのですが、加速化プランの中でも、保育士の確保とか処遇改善が新たな制度として今打ち出されてきておりまして、そういったところが、ひいては子どもの利益になるという方向に進んでいく、保育の質を確保できるような方策になるんだという考えで、私どももそういったことに取り組んでいきたいと考えておりますし、基準についても、質を十分に重視したものにしていると考えております。

以上でございます。

○宮本会長 では、もうお一方で、次の議題に進ませていただきます。どうぞ。

○藤澤委員 利用の抑制のことで、私からも一言言わせていただきたいと思います。

地域の子育て支援事業を充実させるというのも一つの方法ですが、まさにワーク・ライフ・バランスの問題だと思っています。利用を促進するだけではなくて、育児休業をとる、それから労働時間の短縮を進めていく。それから安倍政権では3歳まで育児休業を取れるようにということですが、希望する方がとれるような方向に進めていくということで、保育所の利用を抑制するというのも一つ念頭に置いてやらなければならない大きな課題だと思っています。だから国の基本制度の中にワーク・ライフ・バランスのことを盛り込んでいくということで審議されていると理解しております。

○宮本会長 そうしましたら、この議論は多分、やり出すと相当な長時間を要することでごさいます、全体としては、少子化に関する議論と施策の10年以上の流れを見ると、やはりワーク・ライフ・バランス、質の問題、子どもの健やかな発達のための環境整備、このあたりのところは議論をしながら、その中の保育施策ということになっていくと思いますので、決して定員を拡大していくという路線だけを進めるわけではないということとは言えると思います。

さらに、千葉市としていかに質を担保していくかということは、非常に重要でございますけれども、本日は、とりあえず先へ進ませていただき、時間が残ったらもう少しご意見をいただくということで、議題の(5)でしょうか、それをご説明いただきたいと思います。千葉市における子ども・子育て支援の取り組み状況についてということで、ご説明をお願いします。

○齊藤こども企画課長 こども企画課長の齊藤でございます。失礼して座らせていただきます。議題(5)の、千葉市における子ども・子育て支援の取り組み状況について、お手元の資料5に沿って説明させていただきます。

資料5の表紙を1枚おめくりいただきまして、2ページに目次がございます。資料5

でご説明いたします内容は、こちらに記載されておりますが、まず1点目としては、千葉市における子ども・子育て支援施策の現状として、新制度の対象となる施設・事業のうち、現在も行われている既存の施設・事業について、千葉市の現状や取り組み状況をご説明いたします。施設や事業の数が多く、この場で一つ一つについて詳細にご説明することは難しいため、今回はあくまで事業の概要のご説明とさせていただきます。2点目としては、千葉市の保育所待機児童対策についての取り組み状況をご説明いたします。本資料の末尾には、参考資料として千葉市の今後の人口の見通しなどに関する資料を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、まず、千葉市における子ども・子育て支援施策の現状からご説明いたします。4ページをお願いいたします。

初めは認定こども園です。認定こども園については、現行制度では都道府県が認定権者でありまして、千葉市は直接所管をしておりません。また、一番下の施設数欄をごらんいただきたいのですけれども、市内には緑区に地方裁量型という種類の施設が1カ所あるのみでございます。

内容欄には、本市の状況というよりも、認定こども園制度の一般的な事項について記載しております。施設の概要ですが、幼稚園、保育所のうち、その下の①と②の機能を備えるものとしたしまして、都道府県が認定した施設で①として、幼児教育・保育の両方の機能を備えていること、②として、地域における子育て支援を行う機能を備えていることが認定の要件となっております。親の就労にかかわらず、教育と保育を一体的に実施する施設でございます。対象児童は0歳児から小学校就学前までの児童です。

その下の、認定こども園の類型には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型がございます。表の一番上の幼保連携型は、認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的に運営するものです。利用時間、利用料金は記載のとおりでございます。

それでは5ページをお願いいたします。幼稚園についてです。幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、認可権者は都道府県でございます。市町村は直接所管しておりません。また、下から2番目の施設数欄に記載のとおり、千葉市は公立幼稚園を設置しておりません。市内には92の私立幼稚園と千葉大附属幼稚園の合わせて93園がございます。

内容欄には幼稚園制度の一般的な事項について記載しております。幼稚園の概要といたしましては、幼児期の学校教育を行う施設でありまして、教育の内容は「幼稚園教育要領」に基づいたもので行っております。対象児童は満3歳から小学校就学前までの幼児でございます。利用時間については標準的な教育時間はおおむね4時間ですが、教育時間の終了後等に、いわゆる預かり保育や、さまざまな教育活動を行っている幼稚園が多くございます。利用料金については、それぞれの園により決定されております。市内区別の園数、及び年齢別の利用者数は記載のとおりでございます。

6ページをお願いいたします。6ページは保育所でございます。保育所の概要ですが、保護者からの委託を受けまして、「保育に欠ける」乳幼児を保育する施設でありまして、保育の内容は「保育所保育指針」に基づいたものとなっております。対象児童は満3カ

月から小学校就学前までの「保育に欠ける」児童でございます。「保育に欠ける」基準ですが、就労、疾病などによりまして、父・母の両方が児童を保育することができず、かつ同居親族等による保育もできないと認められる場合に、「保育に欠ける」児童として保育所に入所することができるとしているものでございます。

利用時間は、基本的には月曜から土曜日の7時から18時の11時間でございますが、多くの保育所では19時または20時まで延長保育を行っております。利用料金は市が所得に応じた月額利用料を定めております。市内の区別の施設数、年齢別の利用者数は記載のとおりでございます。

7ページをお願いします。7ページの特定保育事業については、新制度上の事業には明記されておきませんが、保育の必要性の認定における短時間利用に近いものと想定されるために参考として紹介をさせていただきます。概要ですが、週2日あるいは3日のパート就労、保護者の病気・入院などで、家庭における育児が断続的に困難な児童に対する保育を行うものでございます。対象児童は保育所と同様でございます。利用限度や利用時間、利用料金、実施施設数、平成24年度の実績は記載のとおりです。

8ページをお願いいたします。8ページは、家庭的保育事業、以前は保育ママと呼ばれていた事業です。現在は認可事業ではありませんが、新制度では地域型保育事業の一つとして認可事業となる見込みです。

概要ですが、保護者が昼間に仕事や病気などで、家庭で保育をすることができないときに、保育士等の資格を持った家庭的保育員が自宅で児童を保育するものでありまして、市から家庭的保育員へ委託して実施しております。なお、近くの保育所が連携保育所として家庭的保育者への相談、助言、援助、定期的な交流保育などの支援を行っております。対象児童ですが、満3カ月から3歳未満の児童です。入所要件については、保護者が週4日かつ1日5時間以上の就労をしているなど、一定の要件を満たす場合に利用できるものでございます。利用時間や利用料金、実施施設数は記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。9ページ、地域子育て支援拠点事業でございます。概要ですが、小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行っております。対象者、利用料金は記載のとおりです。

実施施設数欄ですが、平成25年4月1日現在、18カ所で実施しております。18カ所の内訳ですが、類型として3つございます。①の子育て支援館は、全ての施設を取りまとめる基幹施設でありまして、中央区のきぼーる内に設置しております。②の地域子育て支援センターは、市内7カ所の保育所に設置しております。③の子育てリラックス館は、空き店舗などを活用しまして、地域に身近な施設として市内10カ所に設置しております。平成24年度の延べ利用数等は記載のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。10ページ、妊婦健診でございます。概要ですが、妊婦が市と契約した医療機関及び助産所において実施した健康診断につきまして、所定の金額を公費負担するものでございます。利用回数、対象者は記載のとおりです。助成金額は、対象者に受診票を14枚交付し、健診の都度利用していただきまして、1人当たりの

助成金額は合計9万3,000円となっています。実施施設数及び平成24年度実績は記載のとおりでございます。

11ページをお願いいたします。11ページは乳児家庭全戸訪問事業でございます。概要ですが、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行いまして、子育て支援に関する情報提供等を行うことによりまして、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るというものでございます。対象者は生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭としておりまして、訪問者は地域保健推進員、保健師、助産師が訪問しております。利用料金等は記載のとおりでございます。

12ページをお願いいたします。12ページは養育支援訪問事業でございます。概要ですが、家庭における安定した養育が実施できるように、養育について支援が必要な家庭に対しまして、訪問による具体的な育児に関する支援を行いまして、育児上の諸問題の解決・軽減を図るというものでございます。対象者としては、子育てに対し不安や孤立感等を抱える保護者、または虐待に至るおそれがある保護者など、リスクを抱え支援が必要であると判断される家庭としております。訪問者、利用料金、実績は記載のとおりです。

13ページをお願いいたします。13ページは子育て短期支援事業でございますが、対象や利用時間によりまして、2種類のサービスがございます。

まず①、このページのショートステイをご説明いたします。概要ですが、保護者が疾病、社会的事由等で、一時的に養育が困難な場合、その児童を乳児院、児童養護施設等で短期的に預かるもので、宿泊も可能となっております。対象児童は市内在住の18歳未満の児童です。利用期間は原則として1カ月当たり7日以内となっております。利用料金等は記載のとおりです。

14ページをお願いいたします。14ページは、今の子育て短期支援事業のもう一つの形態でありますトワイライトステイです。概要ですが、残業や休日の仕事などで夜間または休日に児童の養育が困難な方のために、夕方から夜間、休日に児童を預かるというものです。対象児童としては市内在住の2歳以上18歳未満の児童です。利用時間等は記載のとおりでございます。

15ページをお願いいたします。15ページは、ファミリー・サポート・センター事業です。概要ですが、子どもを預かってほしい市民と、預かることができる市民が、双方とも会員として登録し、会員同士で援助活動を行うものです。本市は登録事務、マッチング等を実施してこれを支援しております。対象児童は満3カ月から小学校6年生までの児童でありまして、利用時間は預ける方と預かる方との合意により、6時から22時までとなっております。なお、登録事務、マッチング等の支援を行う事務は、きぼーる内にある子育て支援館内にて行っております。利用料金は記載のとおりでございます。

16ページ、お願いいたします。16ページは一時預かり事業です。概要ですが、通常保育の対象とならない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な児童に対して保育を行うものです。対象児童は保育所と同様、満3カ月から小学校就学前までの児童です。利用限度としては月7日までとなっております。利

用時間、利用料金、実施施設数等は記載のとおりです。

17 ページをお願いいたします。17 ページは延長保育事業です。少し訂正しております、お見苦しくて申しわけございません。概要としましては、保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、通常の開所時間を超える 18 時以降も保育を必要とする児童について保育時間を延長してお預かりしているものです。上から 3 つ目の、利用時間についてですが、月曜から金曜日の 18 時から 20 時。ただし一部の公立保育所は 19 時までとなっております。その他、対象児童、利用料金等は記載のとおりでございます。

18 ページをお願いいたします。病児・病後児保育事業です。概要ですが、児童が病気で保育所などに預けられない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、診療所に併設した施設で児童を預かるというものです。幾つかの実施形態がありますが、千葉市では児童の症状の変化などに最も適切に対応しやすいということから、全て診療所に併設した施設で実施しているところです。対象児童としては市内在住または市内の保育所等に通っている小学校低学年までの児童です。利用時間等は記載のとおりでございます。

19 ページをお願いいたします。19 ページは放課後児童クラブ、千葉市では「子どもルーム」という名称で実施しております。現在は社会福祉協議会に一括して運営を委託しております。概要ですが、就業等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供して、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図るというものでございます。対象児童は原則として小学校 1 年生から 3 年生の児童で、障害のある子どもについては 6 年生まで受け入れております。利用時間等は記載のとおりでございます。

20 ページは子どもルームに係る意向調査でございますが、詳細は後ほど別途ご説明いたします。

21 ページ以降は待機児童対策でございますが、時間の都合で割愛させていただきます。後ほどごらんいただきたいと思います。

説明は以上で終わらせていただきます。

○**渡邊健全育成課長** 健全育成課の渡邊です。子どもルームにつきまして、一点、補足説明させていただきます。

お手元の資料、20 ページをお開きください。子どもルームに係る意向調査についてですが、これは事業計画策定のためのニーズ調査とは別途で実施するものでございます。新制度において、放課後児童クラブの利用対象が小学校 6 年生まで拡大されるため、その事業の実施方法等について、早期に検討に着手し、市の教育委員会を初めとする関係課との協議を行う必要がございます。協議を行うための基礎資料として、4 年生から 6 年生の利用について、保護者の意向を把握するためのアンケート調査を実施するものでございます。

この子どもルームに関しましては、利用に関して地域差が非常に大きいため、市内の全て、現小学校 1 年生から 4 年生まで、全員を調査対象に、全数調査をさせていただく予定です。約 3 万 2,000 件です。実施時期ですが、7 月の中旬、夏休み前までに実施

する予定でございます。調査方法は、学校を通じて保護者にアンケートを配布し回収して行います。

なお、内容については、現在、課内で協議を進めているところでございます。

以上です。

○宮本会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただいた資料5について、ご質問なりご意見を伺いたいと思います。

○畠山委員 この資料を見ていて、非常に残念に思うのですけれども、要するに児童福祉法の関係からしか子育ての支援について資料がなくて、例えば幼稚園における長時間預かり保育事業という市の予算もつけてやっている事業が何でここに記載されていないのでしょうか。こども未来局ができて一番期待していたのは、保育園だけではなくて、幼稚園についても同じように子育て支援についての取り組みをして欲しいと思っていました。こども未来局の中で、施設の違いはあっても、千葉市が本当に子どもを産み育てやすい街になってほしいと思っているのでしょうか。いつまでたってもこども未来局が、保育園を中心とする社会福祉の方からだけしか物事を考えていないというのは、誠に残念なことです。

今後、施設型給付になって、どういうことになるかわかりませんが、国の予算とは別に、市単独で、保育園に市の予算を使って行っている事業もたくさんあると思いますので、その辺のところもぜひ公表していただいて、施設型給付を受けるときには、幼保の格差を是正していただくような体系を、ぜひご検討いただきたいと思います。

こども未来局ができた当初、今は大分改善されてよかったと思っていますのですが、東日本大震災のときに、テレビ放送を見ていてびっくりしました。保育園は安全に子どもを預かっていますと放映され、長時間預かり保育をしている幼稚園のことは一切触れられていませんでした。また、保育園・幼稚園周辺に不審者が出ても、保育園には連絡を行っているのに幼稚園には一切ありませんでした。だんだん改善され、今は、幼稚園協会にもこども未来局を通じて入ってくるようになりましたけれども、ぜひ、教育行政についてもよくご理解いただいて、本当のこども未来局になって欲しいと思います。その上でこういった会議を運営して欲しいと思います。

以上です。

○宮本会長 どうぞ。

○河野こども未来局長 畠山委員、ありがとうございます。確かに私どもも幼稚園関係、幼稚園の長時間預かり保育といった資料を、記載をしてございませんでした。申しわけございませんでした。今後は両方から見て、中立といいますか、両方からの資料、データというものを提供したいと思っております。今回のこの資料のつくりなんですけれども、3ページ(資料3)に新制度の全体像というのがございまして、その地域子ども・子育て支援事業、①から③に書いてございます。これに基づきまして、本市の現状ということをご説明させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。貴重なご意見をありがとうございました。

○**畠山委員** 次回からよろしくをお願いします。

○**河野こども未来局長** わかりました。

○**宮本会長** 幼保の格差がいつまでもあるということを是正して、同じバランスでというご意見だと思いますが、それはご異存ないと思います。ほかにいかがでございましょうか。

○**久留島委員** NPO法人ファザリング・ジャパン、久留島と申します。座って失礼します。

今のお話を伺っていて、私は利用者の立場から話をさせていただきますと、多分、目的は待機児童解消ではないのではないかと考えております。それは何かというと、次世代育成の後期計画でも載っているんですけども、多分、その部分にかかわる部分だと思うんです。

私も、この千葉市で子どもが育っていて、子どもたちがどういうふうになくなっていくのか、それが自分の大きな関心事なんですけれども、そのときに、千葉市としてどういう子どもを育てていきたいのかということ、子ども・子育て会議に私、当事者が入っている意味というのが、その部分にあると思います。また、そのニーズ調査も、事業者の側からのニーズと利用者の側からのニーズは多分違って、それがうまく今回のニーズ調査で入っていけばいいかと思えます。

そのためには、すごくタイトなスケジュールだと思うので、一つ提案なんですけれども、この中だけでも構わないので、例えば電子メールで情報を共有するとか、そういうことが少なくていくと我々はやりやすいのかなと。当事者という意味では、多分、普通に電子メールを使っていたり、それを使って関心を持つということができると思いますが、何か少し、このタイトなスケジュールの中でうまくやっていくために、そういうことも考えていければなと思っております。

また、千葉市として、多分、デザイン例はたくさんあると思うんですけども、今度、ニーズ調査をして、どこに力を入れていくのかというところが、もう少し明確になると何か考えやすいのかなというふうには思っております。そういう意味では、待機児童解消も一つの部分にして考えていければというふうに、感想ですが思っています。よろしくをお願いします。

○**宮本会長** 今のご発言に、委員の皆様で何か補うところがあったらお出しただければと思います。この委員会、大変大きなテーマなんですけど、3回または4回ということで、回数が極めて限定されていますので、実は議論すべきことがたくさんある中で、今、ご提案いただいたようにメールその他で補うということも考えることになるかと思えます。いかがでしょう。何かご発言があれば、待機児童解消だけではないよということで。

○**岡本委員** 一ついいですか。

○**宮本会長** はい。

○**岡本委員** 座ったまま失礼します。イオンの岡本です。

今のご発言もあるんですけども、この子ども・子育て会議の委員としての立ち位置がいま一つ理解できていなくて、その確認もさせていただきたいんです。どこまで、ど

ういうふうに意見を述べたらいいのか。

先ほど伊藤さんのお話もあったんですけど、通常、新制度を導入するとか制度を改定するというからには、解決したい問題があるはずですよ。言いかえれば、この制度を導入することによって、事業者、利用者にとって期待される成果というのが、これまでの過程の中で議論はあったんでしょうけど、先ほどの、3つの目的で、申しわけないんですけども、とても抽象的で、具体的に何がどう解決するのかがさっぱりわからないという状況です。したがって、そういったことの情報いただければと思います。今、制度の方はある程度もう骨格が決まっているんですよ。だから、制度自体をこういうふうにしたいということは、どちらかという意見を言うものではなさそうだなと。それぞれの制度で、今、計画されているものを入れていくに当たって、こんなことを気をつけたいかなというふうなことについて、意見を言うのかなというふうに理解をしています。

だから、大変申し訳ない言い方をすると、これをするによって何を解決したいんだろうと。待機児童の話だけではなさそうで、例えば、今まで認可していなかったことを認可するようになるのは何のためとか、確認と認可は違うとかという、我々は何がどう違うんだろうと、全くわからない、そんな感じなんです。

先ほども、例えばこれも私の勉強不足なんですけれども、施設が代理で給付を受ける、子どもはその施設から現物給付でサービスを受けると。では、そのサービスの内容が、給付に値するかというのは、どうやって客観的に評価するんだろうか、こんな部分なんかも全然わからないなと思っていますが、その辺の情報があれば、もっといただければと思います。

長くなりましてすみません。

○宮本会長 大変当を得たご質問だと思いますけれども、こども未来局のほうで、いかがでしょうか。この委員会で、そもそもなぜこういう検討が必要になっているのか。これは千葉市だけではなく、国全体としての流れの中で出てきたことですので、そのあたり、少し補足説明していただくと、もう少し委員の皆さんがはっきりするかと思います。

○川上こども未来部長 幾つかご質問いただきまして、私ども、こういう制度になったということで、目的も3点と申し上げました。ただ、それは、もう少し端的に申し上げますと、例えば子育て支援を必要とする、その内容もさまざまです。保育を必要とする方もいる、あるいは幼児教育を必要とする方もいる。そういった全てのお子さんに、必要なサービスが提供できるというのが、目指すべき姿だと思います。それに近づけるために、この新制度というものが構築されていく。私どもはそういうふうに考えておりました。それで、確認と認可はどこが違うんだとか、そういうことはまた後でお答えしたいと思っていますけれども。

○岡本委員 いえ、いいです。例えばの話ですすみません。

○川上こども未来部長 これからニーズ調査をしますが、これは実際に今どれくらいの需要があるかだけではなくて、これから希望するニーズ、そういうことを踏まえて事業量

を決定していきます。ただ単純に数を決めていくだけではありません。その中で、この会議、子育て当事者の方もいらっしゃいます。それと、子育て支援従事者の方々、そして保育を必要とする側の、働いているの方々、その方々を雇用されているの方々。さっきワーク・ライフ・バランスのお話もありましたけれども、そういったそれぞれの立場の方のご意見を計画に反映させていきたい。それを事業量に反映させていきたい。そういうことでこの会議をお願いしているわけございまして、その辺の一番前提となる説明が不足していて、まことに申し訳なかったのですけれども、当事者の皆さんのご意見を計画に反映させていきます。

そして計画をつくって、実施をしていきますけれども、例えば全ての市が同じように実施するのではなくて、千葉市の場合には、都心部もありますし、そうでもないところもあります。そういう地域性も踏まえて、事業の進め方をこういうふうにしていきましょうというようなことを、ご意見を伺ったり、あるいは、こっちの事業、こういった事業について、より力を入れるべきだとか、そういうご意見をいただいたり、あるいは、これから実施していくものについて、きちんと進捗がなされているのかなとチェックをいただいたりとか、そういうことで計画内容の実現をしっかりと進めていく。そういうところでございます。

まだ不足していると思いますけど、一応、これぐらいでございます。

○宮本会長 岡本委員、今のご説明でよろしゅうございますか。

○岡本委員 ええ。例えば、どうしても我々、企業を代表すると、先ほど幾つか事業をご報告いただきましたけど、じゃあ、それぞれの事業はどう評価されているのか、というのがわからないんです。これをやっています、これをやっています、これをやっています、とおっしゃっていますけど、それぞれの事業は当初こういう目標があって、それに対して今、全然行っていないから、この事業は少し見直しが必要なんだろうなど、そういったことがわからないものですから。そういうことが少しでもわかると、ああ、そうなんだなど、いろいろ意見が言えるかなと思ったわけでございます。すみません。ありがとうございます。

○宮本会長 それでは、ほかの委員の方、どうぞ。

○吉田委員 ここに新制度の全体像とございますけれども、ここを見てもみますと、保育所、幼稚園、そして私どもの子育て支援の事業とか、また、保護者委員の方も出席されていますので、いろんな角度から、この子育て支援サービスを考えて、ここで皆さんの意見が吸い上げられたら、すごくこの会がいい会になるのではないかと感じました。

○宮本会長 いかがでございましょうか。まだご発言いただいている方を先にとと思いますが。はい、どうぞ。

○太田委員 太田と申します。資料3の事業計画のニーズ調査に関して確認なんですけれども、次のこの会議に関係する、ちょっとした山場がニーズ調査であり、事業計画であるのではないかなというふうに、先ほどお話を伺いながら予測を立てたわけですが、細かい文言を捉えて申し上げますと、真ん中にニーズ調査のことが書いてあります。2つ目のポツですね。この文言だけ捉えますと、量の見込みに関係してニーズ調査がと

というようなことが出ておるんですけども、先ほど来のご回答に即しますと、ただ単に需給関係の量のことだけではなくて、周辺のさまざまなことに関しても、ニーズ調査にかかわることになる可能性があるのでしょうか。量の見込みのみでニーズ調査を行うというわけではないですよ。資料3の11ページの真ん中辺の、事業計画の策定のためのニーズ調査、先ほど来のニーズ調査なんですけど、この文言だけを捉えますと、量の見込みを設定するためにニーズ調査をとあるんですけども、単に保育に関する今後の量の見込みを考えるだけのためにニーズ調査をするというわけではないかなと思ったんですが。

○宮本会長 はい、どうぞ。

○川上こども未来部長 先ほどの説明では、計画に反映させるニーズの必要量のためだけのようなお説明をしましたけれども、それだけではなくて、例えば育児休業ですか、短時間勤務制度、そういったことについても、いろいろと細かく伺いしていくような、ただ単にこういうニーズがあるからこれだけの量が必要だということだけではなくて、もっと広く全般的にご質問して、いろんなニーズについてお答えいただくように考えております。

○太田委員 そうしますと、先ほど来出ている意見なんかも反映する余地はかなりあるということですね。

○川上こども未来部長 はい、そのとおりでございます。

○小倉委員 連合千葉中央地域協議会の小倉と申します。ニーズの調査の関係で質問いたします。資料4の7ページより、8月頃ニーズ調査についての内容・実施方法を審議するとなっておりますが、スケジュール的に間に合わないと考えます。実施に向けた、具体的なスケジュールについて伺いたいと思います。

○宮本会長 時間がだんだん迫ってきております。要するにいろいろな意見が出てきて、委員の皆さんからは、単に待機児童問題だけでなく、もっと広くこの委員会の中で議論すべきだと。それからニーズ調査に関しても、もっと膨らませた調査をすべきだというようなご意向があるかと思います。そうしますと、本日を入れて3回というような会議の日程の中で、そのあたりをどう盛り込むかという問題で今ご質問があったと思いますので、そのあたりを一通りご説明いただいて、本日は、質問はこのあたりにさせていただければと思います。

○藤澤委員 一つだけ、追加でよろしいですか。一時預かり事業なんですけど、先ほど畠山先生のご指摘にもあったように、施設型給付に私立幼稚園がなった場合、一時預かりの中に預かり保育事業が含まれて、預かり保育事業を実施するには市町村の一時預かり事業としての委託を受けて実施する形になりますので、預かり保育について、きちっと調査をしていく必要があるかと思います。預かり保育も、長時間預かりを、就労支援としてやっている幼稚園さんもあれば、短時間で一時的な利用の預かり保育もあるわけで、長時間やっている場合には2号認定とかかわってきて、こども園としての認定を受けて実施するような形にもなってきますので、幼稚園の預かり保育というのは子育て支援の部分でやっている部分もかなりありますので、そのあたり、きちっとニーズ調査をして

いただかないと難しい。

それから、先ほどこちらのご指摘にもあったように、この一時預かり事業をこちらで書かれたのは、あくまで一時預かり事業で、幼稚園の預かり保育も一時預かり事業に含まれてきますので、そのあたり、きちっと調査を提示いただきたいと思います。と思っております。

○宮本会長 それでは、ご説明をお願いします。

○川上こども未来部長 まず、8月のこの会とニーズ調査の関係ですけれども、8月上旬に会議を開催させていただいて、そのときに私どもの素案を示させていただいて、ご意見をいただいて、できれば8月中にニーズ調査を実施させていただきたいと。そのニーズ調査の内容につきましては、先ほどからいろいろご意見をいただいておりますけれども、そういったことを参考にさせていただいて、単なる計画の必要量をはかるためのニーズ調査ではない、そういったことにしていきたいと考えております。

それと、幼稚園の預かり保育については、長時間だけではなくて、通常の預かり保育、これも含めてその実態を調査しなければならないということで、私どももそれは十分認識しております。

○宮本会長 ありがとうございます。

それでは、先に進めさせていただきますが、議題の(6)が残っております。その他ですが、こども未来局のほうから、ご説明をお願いします。

○齊藤こども企画課長 こども企画課長です。その他といたしまして、次回以降の開催日程について、ご意見を賜りたいと存じます。

先ほどの説明にもありまして、次回、ニーズ調査について意見をお聞きする予定でございます。具体的な日程は8月上旬を見込んでおりますが、なるべく早く日程を確定する所存でございます。皆様のご都合をお伺いするに当たりまして、2点について意見をいただければと存じます。

まず、遅くとも20時までに閉会できる時間を設定させていただくということと、もう一つが、やむを得ない場合は土曜日や日曜日の開催も含めて調整させていただくということ。この2点につきまして、委員の皆様のご意見、ご了承をいただくことができるか、お諮りさせていただきたいと存じます。

○宮本会長 日程調整はなかなか、本日も大変ご苦勞があったと伺っておりますけれども、遅くとも8時までで閉会できる時間の設定ということと、やむを得ない場合には土日の開催も含めて調整という提案でございますけれども、いかがでございますでしょうか。

○畠山委員 日程調整は本当に事務局も大変だと思うのですが、一つ考えて欲しいのは、これは子ども・子育て会議なのですよね。保護者の方もたくさん参加していて、8時がいいなんて話は絶対ないと思います。やっぱり子どもの保護者の人は、保育園の、少なくとも預かり保育をやっている8時までに——8時に終わって帰れば9時になってしまいます。それから今回の会議のために、保護者の人でもご主人に早退してもらって子どもを見てもらったりされている方もおられます。ですから、できれば8時なんて言わずに、5時か6時に終わるぐらいの会議に是非してほしいと思います。

それでは、働いている人は出られないということかもしれませんが、今は、さっき

のワーク・ライフ・バランスじゃないけれども、短時間勤務もあるし有給休暇もあります。少なくとも子どものための会議ですから、その会議を8時までやっていること自体が私はおかしいと思います。それから、土日だって、できれば子どもと過ごす時間があつたほうがいいわけですから、平日の5時か6時には終わるぐらいの会議で設定していただきたいと思います。

○宮本会長 このあたりについては、小さい子どもさんをお持ちの委員の皆様のご意見が大変重要なんですけど、いかがですか。はい、どうぞ。

○在原委員 在原です。今のご意見に私も賛成です。託児もしていただけるという話だったんですけども、この時間ですと、預かっていたとしても、ご飯の問題ですとか、お風呂とか、眠くなって寝てしまったりとか、あと、次の日も幼稚園や保育園はありますので、親としては喜んで参加できる時間ではないと思います。土日につきましても、やはりそこは考えさせられるところでもありますので、さっきご意見がありましたように、できれば6時ぐらいに終わるように、仕事のほうも、きっと皆さんご理解していただけると思いますので、その時間帯でこちらとしてはお願いしたいなと、私の意見ですが、思っています。

○宮本会長 伊藤委員もそれで異存はないですか。時間があれなので、イエスだけでいいです。

○伊藤委員 はい、それは思います。子どものための会議で、子どもに負担を強いるというのはどう考えてもおかしいと思いますので、やはり子どもが真っ当に育てられるような時間にしていただきたいと思います。

○宮本会長 公募委員のあとのお二人はいかがですか。はい、どうぞ。

○高野委員 私も本日は有給をとって来ていまして。できる限り、この委員会があるときは、有給制度や代休制度を使っていきたいと思っていますので、やはり夕方には家に帰れるようにしていただいた方がありがたいです。せっかく休んだのに夜を使ってしまうと、もったいないかなと。

○宮本会長 野中委員はいかがですか。同じですか。

○野中委員 はい。

○宮本会長 ということで、それでは、遅くとも6時に終わるようにということで、日程調整をお願いしたいと思います。

○齊藤こども企画課長 はい。ただいまの意見を参考とさせていただきます、平日の、午後の早い時間帯で検討させていただきたいと存じます。

○宮本会長 それでは、本日の議事は以上でございます。8時を過ぎてしまいまして、進行の不便で申しわけございません。皆様のおかげをもちまして、活発な意見が出たと思いますけれども、まだまだ意見を言い足りない方がたくさんいらっしゃると思います。そのあたりはお許しいただきたいと思います。

あとは事務局にお返しさせていただきます。

○河野こども未来局長 皆様、どうもありがとうございました。本日は第1回目の会議ということで、新たな制度の概要や本市の状況等を中心にご説明を申し上げたため、委員

皆様方からのご意見、ご質問等を十分にお聞きすることができませんでした。また、国からまだまだ示されていない部分がございますので、明確な説明ができませんでした。大変申し訳ございませんでした。次回は国からもいろいろな情報が入ってくると思いますので、もう少し詳しいものをお示しできると、このように考えております。

また、先ほどのメールのお話でございますが、これにつきましては、情報を提供し共有したいと考えております。詳細につきましては、事務局から追ってご連絡をさせていただきたいと考えております。次回は委員皆様方の活発なご意見をいただき、さらに議論を深めていきたいと、このように考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、閉会の前に事務連絡を申し上げます。お手元に、意見・質問提出票を配布させていただいております。本日の議題や新制度全般に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、6月24日までに事務局宛で提出いただきたいと思います。この様式によることなく、電子メールでいただいても結構でございます。本日の事務局からの説明が十分お伝えできなかった点もあろうかと思いますが、国の議論もペースアップしております、日々新しい情報が提示されているところでございますので、新制度に関しまして疑問やご質問がございましたら、遠慮なく事務局に問い合わせいただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、平成25年度第1回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。